

地域計画

策定年月日	令和 7年 10月 24日 (公告日)
更新年月日	—
目標年度	令和 16 年度
市町村名 (市町村コード)	小野市 (28218)
地域名 (地域内農業集落名)	下東条地区 (小田上町南)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積 (農業上の利用が行われる農用地等の区域)	17 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	17 ha
② 田の面積	17 ha
③ 畑の面積 (果樹、茶等を含む)	0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	— ha
(参考) 区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載して下さい。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上備考欄にその旨記載して下さい。

5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めて下さい。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・農地の総面積は19haであり、その大部分で基盤整備が実施済みである。
 ・個人農家数が29戸で、農業従事者の7割以上が65才以上と営農における高齢化が進んでおり、今後、更なる農業従事者の高齢化が予想される。
 ・農家の経営規模別では3ha以上が1戸、1ha以上3ha未満が6戸、0.5ha以上1ha未満が9戸、残りは全て0.5ha未満となる。
 ・同地域を拠点に営農を行う認定農業者が1名おり、その経営規模は地域外の農地を含み約16haとなる。
 ・地域外に拠点をもつ者であるが、認定農業者が1法人、また、5ha以上の経営規模をもつ規模拡大志向農家が3名いる。営農の中心経営体に
 ・生産作物は主に水稻であり、農地面積の約8割で生産が行われている。また、大豆や野菜等の転作作物が1割の農地で生産されている。農地全体の1割が保全管理となっている。
 ・農家における将来の営農意向については、4割が「現状維持」、4割が「規模縮小・離農」、2割が「未定」となった。地域農業については、「耕作放棄地の増加」、「高齢化の深刻化」や「担い手不足」が深刻な問題として認識されており、その解決策として、実効性のある農地流動化や農地利用の受け手確保への取組が課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方 (作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・現状の営農を維持していくものとするが、離農や耕作放棄地の発生にあわせ、同地域で営農に意欲的な大規模農業者や認定農業者などを中心に農地の流動化を進め、農用地の有効利用と保全を図る。
 ・長期的な視点で、集落営農組織による集団営農の取組について、検討をしていく。
 ・農地集積にあたっては、農地バンクを活用する。
 ・栽培作物については、水稻を中心とした地域営農を今後も展開していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・現状の営農を維持していくものとするが、離農や耕作放棄地が生じた際は、同地域で営農に意欲的な大規模農業者や認定農業者などを中心に農地の流動化を進め、農用地の有効利用と保全を図る。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	10 %	将来の目標とする集積率	30 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
・同地域で営農に意欲的な大規模農業者及び認定農業者などを中心に営農の担い手となる者が耕作する農地の集団形成とその面積拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
・現状の営農を維持していくものとするが、離農や耕作放棄地が発生にあわせ、同地域で営農に意欲的な大規模農業者や認定農業者などを中心に農地の流動化を進め、農用地の有効利用と保全を図る。 ・農地の貸借にあたっては、地域関係者のほか、農地利用最適化推進委員や農地相談員への相談を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・農地の集積にあたっては、農地バンクを活用しながら農地の貸し借りの利用権設定を行う。 ・契約内容については、貸し手、受け手の双方の意向に配慮し、慎重に取り扱うものとする。
(3) 基盤整備事業への取組
・新たな基盤整備事業は予定していないが、必要に応じて農作業の省力化に資する事業を検討する。 ・ほ場及び土地改良施設の機能の維持管理は、多面的機能直接支払交付金事業を活用し、適正に管理していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
・新規就農の希望者がいれば、地域営農の新たな担い手農家として育成し、地域内での経営の定着を図る。 ・新たな担い手農家の育成については、地域と連携しながら、当該新規就農者の営農の経営基盤強化につながる公的制度の活用や土地利用調整などの支援に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・必要に応じ、農業支援サービス事業者等への作業受託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシ等の鳥獣被害が拡大しないよう防止柵を計画的な設置を行うとともに、適切に点検・管理を行う。
③地域営農の中心担い手となる意欲ある農業者について、ICTを活用した生産性向上やコスト低減につながるスマート農業の導入を行う。新規就農者など新たな担い手農家の確保・育成にあたっては、当該地域での営農の定着と経営基盤強化を図るため、必要となる土地利用調整や営農関係者との連携体制を構築する。
⑦土地改良施設の保全管理については、多面的機能直接支払交付金事業等を活用しながら適切に維持管理を行う。地域営農に支障となる耕作放棄地等の発生を抑制する。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現 状			10年後				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	(目標年度：令和 16 年度)				
					経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
1	認農 認定農業者 P	水稲、小豆	0.7 ha	- ha	水稲、小豆	0.7 ha	- ha	黄	
2	利用者 農業者1	水稲	1.0 ha	- ha	水稲	1.0 ha	- ha	青	
3	利用者 農業者2	水稲	1.0 ha	- ha	水稲	1.0 ha	- ha	橙	
4	利用者 農業者3	水稲	1.2 ha	- ha	水稲	1.2 ha	- ha	桃	
5	利用者 農業者4	水稲	0.7 ha	- ha	水稲	0.7 ha	- ha	緑	
6	利用者 農業者5	水稲	0.9 ha	- ha	水稲	0.9 ha	- ha	水	
7	利用者 農業者6	水稲・大豆	1.1 ha	- ha	水稲・大豆	1.1 ha	- ha	緑ふち	
8	利用者 農業者7	水稲	0.8 ha	- ha	水稲	0.8 ha	- ha	桃ふち	
9	利用者 農業者8	水稲	0.5 ha	- ha	水稲	0.5 ha	- ha	橙ふち	
10	利用者 認定農業者 R	水稲	0.7 ha	- ha	水稲	0.7 ha	- ha	赤丸	
11	利用者 農業者9	水稲	0.3 ha	- ha	水稲	0.3 ha	- ha	赤ふち丸	
12	利用者 農業者10	水稲	0.3 ha	- ha	水稲	0.3 ha	- ha		
13	利用者 上記以外農業者(町内)	水稲	5.6 ha	- ha	水稲	5.6 ha	- ha	黒丸	
14	利用者 上記以外農業者(町外)	水稲	1.8 ha	- ha	水稲	1.8 ha	- ha	黒ふち丸	
	計		16.6 ha	- ha		16.6 ha	ha		

注
 1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	J A兵庫みらい	肥料・農薬散布	水稲等
2	久後農機	肥料・農薬散布、耕起、播種、田植、収穫ほか	水稲等

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
 また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。